

RPA運用支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加者募集を行うので、参加を希望する者は、「申請書（様式1）」に必要書類を添付の上、提出すること。

1. 業務の概要

(1) 業務名

RPA運用支援業務委託

(2) 業務の目的

北広島市では、令和5年度より一部の業務にRPAの導入を開始しており、令和6年度より、DX推進委員会内にRPA活用分科会及びRPA活用作業部会を設置し、RPA活用の推進に取り組んでいる。今後、職員自らの手でRPAをより多くの業務に展開できるよう、職員研修の実施及び運用サポート等を行い、職員のRPA運用スキルの向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容等

- ア RPAユーザースキルリスト及び学習カリキュラムの内容について打合せ
- イ RPA活用作業部会メンバー（約10名）を対象とした集合研修（2.5時間×2回）の企画及び実施
- ウ 研修資料の作成、印刷及びデータ納品
- エ 計60時間以上のRPA導入サポート及び運用サポート（オンサイト）

(4) 契約期間・履行期間

契約締結日（令和6年10月下旬予定）から令和7年3月31日まで

(5) 業務提案に係る委託料の見積上限額

1,490,000円以内とする（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 契約保証金

契約にあたり、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

2. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 北広島市契約規則(平成15年北広島市規則第12号)第4条第2項に規定する令和5・6年度における北広島市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されていること(会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録種別の再認定を受けていること。)又は入札参加資格審査申請と同様の書類審査を受け、適格と認められる者。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者、民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(第2号の再認定を受けた者を除く。)等経営状態が著しく不健全である者
 - ウ この公告の日から公募期間が終了するまでの期間において、北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年3月2日市長決裁)第2条第1項の規定による指名停止の措置を受けている者
 - エ 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年北広島市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (3) 次のいずれかに該当する関係にある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
 - ア 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下この号において同じ。)と子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の子会社をいう。ただし、会社更生法第2条第7項の更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下この号において「更生会社等」という。)である場合を除く。以下この号において同じ。)の関係
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係(ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。)

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

オ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(4) 石狩振興局管内に事業所を有していること。(事業所とは、本店、支店、営業所等をいう。)

(5) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間において、以下の条件を満たす、市区町村を対象としたRPA運用支援業務を履行した実績があること。

ア 市区町村におけるRPA運用支援業務を5件以上

なお、RPA運用支援業務については、下記のいずれかを満たすものを1件とすること。複数該当する場合でも1件とカウントすること。

- ・ RPA導入サポート
- ・ RPA運用サポート
- ・ RPAシナリオ作成補助
- ・ 職員研修
- ・ 業務分析、業務改善提案 (RPAを活用するものに限る)

ただし、業務分析、業務改善の提案または職員研修のいずれも伴わない単なるシステムやソフトウェアの調達と見なせる事例は実績としてカウントしないものとし、研修については、1コマ2時間以上かつ1日以上の日程の委託契約の実績を1件とカウントする。

3. 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルによる参加資格審査及び契約候補者の選定を行うため、市職員により構成する、RPA運用支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 実施日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

ア	公募開始	令和6年	8月9日	(金)
イ	参加申請書受付期間	令和6年	8月9日	(金)
		～令和6年	8月30日	(金)
ウ	応募手続きに関する質疑の受付	～令和6年	8月20日	(火)
エ	応募手続きに関する質疑への回答	～令和6年	8月23日	(金)
オ	仕様書に関する質疑の受付	～令和6年	8月30日	(金)
カ	仕様書に関する質疑への回答	～令和6年	9月3日	(火)
キ	参加者の資格審査及び結果通知	令和6年	9月26日	(木)
ク	提案書類の受付	令和6年	9月26日	(木)
		～令和6年	10月4日	(金)
ケ	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和6年	10月8日	(火)
コ	審査結果通知	令和6年	10月23日	(水)
サ	仕様の協議及び見積	令和6年	10月下旬	
シ	契約締結	令和6年	10月下旬	
ス	事業の開始		契約締結後	

4. 参加申請手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申請書等を提出すること。

ア 参加申請書（様式1）

イ 資本関係・人的関係調書その2（別記様式）

※他の申請者と資本関係・人的関係がある場合のみ提出

ウ 組織概要（様式2）

※既存資料等がある場合は添付

エ 業務実績調書（参加資格審査用）（様式2-1）及び実績を確認できる書類

※令和5・6年度の入札参加資格者として登録がない申請者は、以下の資料を追加提出すること。

(1) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

(2) 財務諸表又は決算書（前期1年分）

(3) 納税証明書（法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと並びに市町村税の滞納がないことの証明書。北広島市に納税義務のある者にあつては、北広島市税に滞納がないことの証明書）

(4) 印鑑証明書

(5) 暴力団排除に関する誓約書

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

令和6年8月9日（金）から令和6年8月30日（金）の午後5時まで。

(4) 提出方法

指定のフォーム (<https://www.harp.lg.jp/bDUe3AnW>) またはメールにより提出。

(5) 提出先

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1 北広島市役所3階

北広島市総務部DX推進課（担当：山本、永坂）

電話：011-372-3311（内線3503）

電子メール：dxsuishin@city.kitahiroshima.lg.jp

5. 質問の受付及び回答の公表

(1) 提出期間及び時間

ア 応募手続きに関する質疑の受付

令和6年8月9日（金）から令和6年8月20日（火）の午後5時まで。

イ 仕様書に関する質疑の受付

令和6年8月9日（金）から令和6年8月30日（金）の午後5時まで。

(2) 提出場所及び方法

ア 提出場所

4.（5）と同じ。

イ 提出方法

質問書3の様式に記入し、件名「【質問】RPA運用支援業務委託【株式会社●●】」として電子メールにて提出すること。なお、電話、FAX及び口頭等での個別対応は行わない。

(3) 質問に対する回答方法

全ての申請者に対して、下記の日程までに回答し、北広島市公式ホームページに質問及び回答内容を公開する。

ア 応募手続きに関する質疑の回答

令和6年8月23日（金）まで。

イ 仕様書に関する質疑の回答

令和6年9月3日（火）まで。

6. 説明会

実施しない。

7. 参加資格審査及び参加資格審査結果通知

(1) 参加申請事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された参加申請書等の書類をもとに、プロポーザルへの参加資格の審査を行い、公募型プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式5）で令和6年9月26日（木）に通知予定。なお、参加資格については、申請書類の提出期限の日を基準日として確認するものとする。

(2) 参加資格がないと認められた者は、本市に対して参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和6年10月4日（金）の午後5時まで。

イ 提出場所

4.（5）と同じ。

ウ 説明を求めた者に対しては、原則として書面を受け取った日の翌日から起算して14日以内に書面により回答する。

8. 企画提案書の提出

プロポーザルの参加資格を有すると認められた参加事業者は提案書及び提案見積書を提出する。

(1) 提出書類

- ア 提案書（様式4）
- イ 提案委託料（様式4-1）
- ウ 企画案について（様式4-2）
- エ 業務行程表（任意様式、規格はA4版又はA3版）

(2) 提出部数

各1部（持参及び郵送の場合は各8部）

(3) 提出期間

令和6年10月4日（金）の午後5時まで。

(4) 提出方法

指定のフォーム（URLは参加事業者に個別に通知）またはメールにより提出。

(5) 提出先

4.（5）と同じ。

(6) 提案書作成方法（記載内容、作成型態、留意事項）

様式4-2に記載のとおり。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等の提出後、概ね次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングの実施を予定している。

(1) 実施時期

令和6年10月8日(火) ※時間及び場所については参加事業者に別途通知する。

(2) 実施時間

概ね次のとおりとするが、参加者数によって変更する場合がある。

ア 企画提案内容の説明(20分)

イ 質疑(10分程度)

(3) 実施方法

オンラインまたは市役所会場にて実施

(4) その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。
- ・オンラインの場合はZoomにより行う。(市がホスト)
- ・会場にて実施する場合は、ディスプレイ及びHDMIケーブルを市が用意するので、提案者はHDMI接続が可能なPC等を持参すること。

10. 選定に関する事項

(1) 審査及び選定の方法

評価基準書に基づき、提案書等の提出資料、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定委員会が審査する。

ア 参加事業者が2者以上の場合

- ・審査委員会委員は、参加事業者から提出された提案書等のほか、ヒアリングの内容を基に、(2)の評価項目ごとに評価及び採点を行う。
- ・評価項目ごとに審査委員会委員の平均点（小数点第2位を四捨五入したもの。）を算出し、全ての評価項目の合計（以下「評価点」という。）が最も高い参加事業者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が満点の6割に満たない場合は、契約候補者として選定しない。
- ・評価点が最も高い者が2者以上ある場合、評価項目のうち提案委託料（様式4-1）の額が最も低い者を選定する。

イ 参加事業者が1者の場合

アと同じ方法により評価点を算出し、評価点が満点の6割以上に限り契約候補者として選定する。

(2) 評価項目及び配点

ア 申請者の安定性及び信頼度について（業務実績を評価）＜20点＞

イ 委託料について（提案委託料の額を評価）＜10点＞

ウ 企画内容について（学習カリキュラム・研修企画・サポート体制等を評価）

＜120点＞

1 1. 契約の締結

- (1) 契約候補者に特定された者と仕様書及び提案書類を基に協議を行い、随意契約の
手続により契約を締結する。ただし、契約候補者との協議が調わない等によ
り契約候補者と契約締結ができない場合は、次点者と協議を行う。
- (2) 選定された提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく検討する
ものとする。

1 2. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 社会的信用を失墜させる行為が判明したとき
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場
合

1 3. その他

- (1) プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、提出に係る費用及び旅費その他一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申請書等及び提案書等の著作権は、提出した参加事業者に帰属するものとするが、必要に応じて市が複写又は保存する場合がある。
- (3) 提出された参加申請書等及び提案書等は、返却しない。
- (4) 提出期限以降の参加申請書等及び提案書等の差替え、追加及び再提出は、認めない。
- (5) 参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった等の場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いを決定する。当該参加事業者にその瑕疵についての聴取を行う場合もある。その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もある。
- (6) 参加申請書等の提出後又は提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合、速やかにメールにより報告すること。

1 4. 問合せ先

4. (5) と同じ。